

登記原因証明情報

1 登記申請情報の要項

- (1) 登記の目的 所有権移転
- (2) 登記の原因 年 月 日 都市計画法第40条第2項による帰属
- (3) 当事者 権利者(甲) 滋賀県東近江市
義務者(乙)
- (4) 不動産の表示 1 所在
地番
地目
面積
2 所在
地番
地目
面積

2 登記の原因となる事実又は法律行為

- (1) 東近江市は、年 月 日、都市計画法第36条第3項に基づき公告した。
- (2) 上記の公告の翌日、本件不動産は都市計画法第40条第2項に基づき、乙から甲へ帰属した。
- (3) よって、本件不動産の所有権は、年 月 日付けにて乙から甲へ移転した。

年 月 日 大津地方法務局東近江出張所 御中

上記の登記原因のとおり相違ありません。

権利者 東近江市八日市緑町10番5号

東近江市長 ⑩

義務者 住所)

氏名) ⑩